

制限付き一般競争入札実施要領

1 入札に付する事項、入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

発 注 案 件 名 称 : 保健所移転に係る什器購入
発 注 番 号 : 06BAY-7
入 札 方 式 : 制限付き一般競争入札（物品一般型）※市議会議決対象案件
申請書・入札書等郵送締切日 : 令和7年1月23日
開 札 執 行 日 時 / 場 所 : 令和7年1月27日 午前11時00分 枚方市役所 本館3階 第3会議室
納 入 期 限 : 令和7年6月30日
納 入 場 所 : 枚方市指定場所

予定価格

予 定 価 格 : 設定あり

※上記価格には、消費税及び地方消費税を含まない。また、小数点以下の端数がある場合は切捨て。

購入物品

- ・保健所移転に係る什器 一式
(詳細は、仕様書参照のこと。)

支払条件

完納検品後、支払い

仕様書等

仕様書等は、枚方市ホームページ（入札・契約情報→郵便入札関係情報）よりダウンロードすること。

入札参加申請書、入札書等

入札参加申請書、入札書等の様式は、枚方市ホームページ（入札・契約情報→郵便入札関係情報）よりダウンロードすること。

質疑メール締切期限

令和6年12月26日 正午まで

質疑はEメールのみとする。会社名及び担当者名を必ず明記すること。（※質疑書の様式は、枚方市ホームページ（入札・契約情報→様式ダウンロード内）の「質疑回答書」を使用してください。）

質疑メール送付先：keiyaku-buppin@city.hirakata.osaka.jp

同等品申請メール締切期限

令和6年12月26日 正午まで

仕様書記載の物品以外のものが入札に参加する場合は、同等品申請が必要となる。（複数の物品の申請可。）

同等品申請はEメールのみとする。会社名及び担当者名を必ず明記すること。（※同等品申請書の様式は、枚方市ホームページ（産業・しごと→入札・契約情報→郵便入札関係情報）内の「同等品申請書」を使用してください。）

同等品申請メール送付先：keiyaku-buppin@city.hirakata.osaka.jp

回答日時等

令和7年1月16日 午後1時より枚方市ホームページ（入札・契約情報→質疑回答公表）に掲載。

発注条件

【地域区分】

市内業者、準市内業者、市外業者

【登録業種】

本市において、「物品」の「01 事務用品・機器 — 213 スチール事務用品、家具」で登録している者であること。

【その他の条件】

1. 入札締切日において、枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱に基づく入札参加（指名）停止措置を受けていないこと。
2. 入札締切日において、枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
3. 枚方市暴力団排除条例に基づく誓約書及び役員等に関する調書を本市に提出していること。
4. 入札締切日において、営業停止中でないこと。
5. 納品する物品は、本仕様の内容を充足すること。

同一入札への参加制限

資本関係、人的関係又は事実上一体とみなす関係にある者（次に掲げる者をいう。以下同じ。）同士は、同一の入札に参加することができない。

なお、以下の「子会社等」「親会社等」は、会社法に定めるものとし、「役員」は、国土交通省通達「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」（平成 27 年 3 月 6 日付け国地契第 91 号）に定めるものとする。

ア 資本関係

- 1) 子会社等と親会社等の関係にある場合
- 2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

- 1) 一方の会社等の役員*が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員*が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 事実上一体とみなす関係

- 1) 一方の会社等の役員*と他方の会社等の役員*が、同居している場合
- 2) 一方の会社等*と他方の会社等*の本店又は受任者を設けている場合の支店（営業所を含む。）の所在地が、同一場所である場合
- 3) 一方の会社等*と他方の会社等*の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、同一である場合

（*には個人事業主を含む。）

参加業者公表日

令和 7 年 1 月 24 日 枚方市ホームページ（入札・契約情報→郵便入札関係情報）にて公表

開札及び再度入札

1. 開札は、原則として、入札参加者の立会いの上で実施する。
 2. 開札の結果、予定価格の制限の範囲内に入札がない場合は、直ちに再度の入札を行うことがあるので、入札参加者は下記のものを持参の上、原則、上記の「開札執行日時／場所」に時間厳守で来庁すること。ただし、入札が無効になった者、立会いを欠席した者、1 回目の入札に参加しない者は、再度入札に参加できないものとする。
（代表者が来庁する場合）
 - ・代表者印（本市届出印）を持参すること。
（代表者以外の代理人が来庁する場合）
 - ・委任状（枚方市ホームページ（入札・契約情報→郵便入札関係情報）よりダウンロードすること。）及びその代理人の印鑑を持参すること。
- ※ 再度入札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度入札の最低価格の入札者から価格の協議を行うことがある。

その他

入札金額は、総額（税抜き）で、入札すること。

2 入札保証金

免除とする。

※ 入札保証金の納付を免除された者で、落札をしながら、正当な理由がなく契約を締結しないときは、枚方市契約規則（昭和 52 年枚方市規則第 13 号）の規定に基づき、落札金額の 100 分の 3 に相当する金額を違約金として徴収する。

3 入札方法等

- (1) 入札参加者は、郵便により入札を行うこと。指定された郵送方法によらない入札は受け付けない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額で入札を行うこと。
- (3) 入札執行回数は、原則 1 回とする。
- (4) 開札は、複数の職員が行うものとする。

4 入札及び入札参加資格の審査

- (1) 入札書には、金額、会社の住所、商号又は名称及び代表者職氏名を記入し、本市へ届け出た使用印鑑を鮮明に押印すること。
- (2) 入札書は、入札書在中封筒（様式 4 の②宛名ラベルに必要事項を記入の上、封筒に貼り付けること）に入れること。入札書の日付については、公表日から開札日までを有効とする。
- (3) 封筒の郵送について
ア 入札参加申請書その他本市が指定する入札参加に必要な書類は、入札参加申請書類在中封筒（様式 4 の①宛名ラベルに必要事項を記入の上、封筒に貼り付けること）に入れること。入札参加申請書

の日付については、公表日から開札日までを有効とする。

- イ ①入札参加申請書類在中封筒と②入札書在中封筒の宛名ラベル（様式 4）には、発注番号、件名、会社の住所、商号又は名称を記入すること。
 - ウ ①入札参加申請書類在中封筒及び②入札書在中封筒をそれぞれ別々に「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」で、郵送期限までに枚方郵便局（枚方北局・枚方東局は不可）に必着するように郵送すること。なお、入札が終わるまで差出控えを保管すること。
- (4) その他
- ア 資料の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された資料は、返却しない。
 - ウ 入札参加資格の審査は、入札締切後に行うものとする。
 - エ 代表者以外の代理人が入札する場合、入札及び見積を代理人に委任する旨を記載した委任状（再度入札時の委任状とは別）を必ず入札書と同封して郵送すること。

5 開札及び落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者（落札となるべき同価格の入札をした者が 2 者以上あるときは、地方自治法施行令第 167 条の 9 の規定によりくじ引きを行う。この場合において、同一日に開札した同一業種の入札の案件においてくじにより落札候補者となった者は、本入札の落札候補者となることできない。以下同じ。）を落札者とする。
- (2) 落札候補者が次のいずれかに該当する場合は、落札者としなない。
 - ア 落札者の決定に必要な書類が提出されない場合又は提出された当該書類に不備若しくは虚偽がある場合
 - イ 無効な入札であったことが明らかになった場合
 - ウ 入札の日又は入札の締切の日の後に入札参加資格の要件を満たさないこととなった場合
 - エ 入札の日又は入札の締切の日の後に入札参加排除条件に該当することとなった場合
 - オ 同一日に開札した複数の入札の案件の落札候補者となった場合その他の理由により当該案件の落札者となることできない場合において、開札日の翌日午前 10 時までに落札候補者が辞退したとき

6 契約の締結

- (1) 契約書及び契約約款は、本市所定のものを使用する。
- (2) 契約締結は、電子契約システムで行う。ただし、紙での契約手続きを希望する者は、落札後に申し出ること。
- (3) 契約の締結に際しては、契約金額の 100 分の 5 に相当する額以上の額の契約保証金を納めなければならない。
- (4) 前号に規定する契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって、これに代えることができる。
 - ア 国債、地方債その他政府の保証のある債券、金融債、公社債又は市長が確実と認める社債
 - イ 銀行又は市長が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払い保証をした小切手
 - ウ 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証
- (5) 次のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。
 - ア 本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券の提出（電磁的方法であって本市が認めた措置を含む。）があったとき。
 - イ 当該契約を締結する日の属する年度及び過去 2 年度の間に本市、国又は他の地方公共団体（国又は他の地方公共団体との契約にあつては、種類及び規模が同等以上のものに限る。）との契約を 2 回以上締結し、すべて誠実に履行し、次の書類を提出したとき。
 - ・免除申請書及び契約書（契約書は写し可）

※ただし、本市との契約については提出不要。
- (6) 予定価格 20,000 千円以上の動産の買入れ（地方公営企業が契約するものは除く。）については、議会の議決後本契約を締結する。

7 契約を締結しない場合

入札締切日から契約締結日までの期間において、落札者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該落札者と契約を締結しない。この場合において、当該落札者は違約金として落札金額の 100 分の 3 に相当する金額を枚方市に支払わなければならない。

- (1) 無効な入札であったことが明らかになった場合
- (2) 入札の日又は入札締切日の後に入札参加資格の要件を満たさないこととなった場合

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 枚方市契約規則に規定する無効要件に該当する入札
- (2) 資本関係、人的関係又は事実上一体とみなす関係にある者同士がそれぞれ入札を行ったその双方の入札
- (3) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (4) 入札書在中封筒及び入札参加申請書類在中封筒が「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」の局留め郵便以外の方法で契約検査課へ届けられた場合
- (5) 入札書在中封筒及び入札参加申請書類在中封筒が郵送期限までに枚方郵便局に必着していなかった場合
- (6) 入札書に届出のある使用印鑑が押印されていなかった場合
- (7) 一通の封筒に複数の入札書が入っていた場合
- (8) 入札参加申請書類在中封筒に入札参加申請書その他必要書類が同封されていなかった場合
- (9) 入札書在中封筒及び入札参加申請書類在中封筒において、申請者又は発注業務が特定できなかった場合
- (10) 発注番号と件名が不一致の場合
- (11) その他申請者又は発注業務を特定できなかった場合
- (12) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

※ 不正な入札が行われるおそれがあると認めるときは、無効の入札書についても開札するものとする。

9 入札の中止

入札者又は入札の参加資格の審査により当該入札の参加を認められた者が 2 人に満たないときは、入札を中止するものとする。ただし、公告を再度行って実施する場合及び市外業者までを対象として実施した場合は、この限りではない。

また、次の各号のいずれかに該当するときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。

- (1) 不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき。
- (2) 災害その他やむを得ない理由があると認めるとき。

10 入札参加者名の公表

入札参加者名の公表は、指定日に行う。また、入札参加者は立会人とする。

※ 第三者を介し、入札参加者名・参加者数等を探る行為は、本市の入札参加（指名）停止措置になるのみでなく、刑法第 96 条の 6 第 1 項「公契約関係競売等妨害」に当たることがありうる。

当該事実があれば、警察当局へ報告する等、毅然とした態度で対応するので了知されたい。

11 談合その他不正行為の対応

本入札について、談合その他不正行為が認められた場合は、公正取引委員会及び警察当局へ通報するなど、厳正に対応するので了知されたい。

12 法令等の遵守

- (1) 入札者は、枚方市契約規則及び地方自治法並びに関係法令を遵守し、これら規則等に抵触する行為、その他の不正行為を行ってはならない。
- (2) 入札者は、入札に当たって競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札者は、落札者の決定前に他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札者は、入札に際して入札執行者の指示に従い、円滑な入札に協力し、不穏当な言動等により正常な入札の執行を妨げ、他の入札者の迷惑になるようなことを避け、常に公共事業を推進するにふさわしい態度を堅持しなければならない。

13 秘密の保持について

- (1) 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (2) 受注者は、本市の承諾なく、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。

14 問い合わせ先

大阪府枚方市大垣内町 2 丁目 1 番 20 号

枚方市 総務部 契約検査課（枚方市役所本館 3 階）

電話（072）841-1345